2　市町村の長は、前項に規定する申請があった後に、当該申請をした特別永住者から旧外国人登録法第八条第一項又は第二項の規定による申請があったときは、当該申請に係る変更登録申請書の写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付するものとする。

3　市町村の長は、第一項に規定する申請があった後に、旧外国人登録法第十条第一項の規定による登録をしたときは、その旨を法務大臣に通知するものとする。

4　第二十二条第一項の規定は、改正法附則第二十九条第一項に規定する申請があった場合に準用する。

5　特例法施行令第一条の規定は改正法附則第二十九条第三項の規定により特別永住者証明書を交付する場合に、特例法施行令第二条の規定は同項の規定により特別永住者証明書を交付した場合に、それぞれ準用する。

（改正法附則第三十条第一項等の届出の経由に係る市町村の事務）

第二十五条　市町村の長は、改正法附則第三十条第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条において同じ。）又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条において同じ。）があったときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、法務大臣に伝達するものとする。

一　届出をした特別永住者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国又は入管法第二条第五号ロに規定する地域及び住居地

二　届出をした特別永住者が提出した特別永住者証明書の番号。ただし、届出をした特別永住者が改正法附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときは、当該特別永住者が提出した旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書の登録番号

三　届出の年月日

四　当該届出が改正法附則第三十条第一項の規定による届出又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出のいずれであるかの別。ただし、改正法附則第三十条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があった場合又は改正法附則第三十一条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があった場合は、当該届出が住民基本台帳法第三十条の四十六の規定によるものであること。

五　改正法附則第三十条第一項の規定による届出があった場合であって当該届出をした特別永住者が同項第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当するとき又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出があった場合であって当該届出をした特別永住者が改正法附則第二十九条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日に住居地がないものであったときにおける住居地を定めた年月日

（特別永住者証明書等に住居地の記載をする場合の手続）

第二十六条　特例法施行令第四条の規定は、市町村の長が改正法附則第三十条第二項又は改正法附則第三十一条第二項において準用する特例法第十条第三項の規定により住居地の記載をする場合に準用する。この場合において、改正法附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する特別永住者による届出について準用するときは、特例法施行令第四条中「特別永住者証明書に」とあるのは「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）に」と、「特別永住者証明書を」とあるのは「登録証明書を」と読み替えるものとする。

（事務の区分）

第二十七条　第十六条、第十七条、第十九条において準用する入管法施行令第三条、第二十二条第一項（第二十三条第一項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項から第四項まで、同条第五項及び第二十三条第二項において準用する特例法施行令第一条及び第二条、第二十四条第一項から第三項まで、同条第五項において準用する特例法施行令第一条及び第二条並びに前条において準用する特例法施行令第四条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条、第十六条及び第二十二条第一項から第四項まで並びに第二十七条（第十六条及び第二十二条第一項から第四項までに係る部分に限る。）の規定　改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年一月十三日）

二　第二十条の規定　住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第三条第一項の政令で定める日

三　第四条、第十七条、第二十四条第一項から第三項まで及び第二十七条（第十七条及び第二十四条第一項から第三項までに係る部分に限る。）の規定　平成二十四年六月九日

四　第九条第一号（租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に係る部分に限る。）の規定　平成二十六年一月一日

（経過措置）

第二条　第十一条及び第十三条から第十五条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第九条の二第一号

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十一条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第二十条において準用する場合を含む。）

三　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第六条第一項第一号及び第二項第一号（これらの規定を同令第十四条において準用する場合を含む。）

四　公文書等の管理に関する法律施行令第二十条第一項第一号

2　前項の規定により、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

第三条　この政令の施行の日前にした行為に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十五条、第二十六条第一項、第二十九条、第三十一条の四第一項、第三十一条の六第二項第一号、第三十四条又は第三十五条の四第一項若しくは第四項第一号の規定の適用については、第十一条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第九条の二第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　第十三条及び第十四条の規定による改正後の次の各号に掲げる政令の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、当該各号に掲げる政令の規定に掲げる書類とみなす。

一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十一条第二項第二号（同令第二十条において準用する場合を含む。）

二　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第六条第二項第二号（同令第十四条において準用する場合を含む。）

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳